

確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正に関する
御意見募集(パブリックコメント)について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=0>

意見・情報受付開始日 2012年07月27日 意見・情報受付締切日 2012年08月27日

備考 意見公募手続の開始後、一部の改正案については原則どおり意見提出期間を30日以上確保すべきとの御意見があったため、これを踏まえ、意見提出期間を一部見直した。

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案

- 意見公募要領 [PDF](#)
- (別添)改正の概要 [PDF](#)
- 確定給付企業年金法施行規則(新旧対照表) [PDF](#)
- 法令解釈通知(新旧対照表) [PDF](#)
- 承認認可基準通知(新旧対照表) [PDF](#)
- 厚年基金財政運営基準等の一部改正通知 [PDF](#)
- 財政運営基準通知(新旧対照表) [PDF](#)
- 設立認可通知(新旧対照表) [PDF](#)
- 設立要件通知(新旧対照表) [PDF](#)
- パブコメ意見様式 [その他](#)

確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について(概要)

I. 改正の趣旨

平成24年7月6日に取りまとめられた「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」の報告書を踏まえ、AIJ被害基金における決算の取扱いの明確化と当面の措置を講じるとともに、企業年金制度のより安定的な財政運営の実現を目的とし、予定利率の引下げの促進及び給付減額の手続きの明確化・簡素化を図るため、以下のとおり見直しを行うものである。

II. 具体的な改正内容

1. AIJ投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いについて

(厚生年金基金)

(1)平成23年度決算提出期限前にAIJ投資顧問への投資残高が確定しない場合は、平成23年度末におけるAIJ投資顧問への投資残高は、当該投資額のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて全損したも
のとして計上し、平成24年度以降の投資残高が確定した際に、当該年度の決算において収入として計上
すること。

(2)平成23年度決算提出期限前にAIJ投資顧問への投資残高が確定した場合は、AIJ投資顧問への投資残

高は、当該確定額(特定金銭信託口座に残存する現金を含む。)を計上(ただし、決算手続き上特段の理由がある場合には、当該確定額(特定金銭信託口座に残存する現金を除く。)については平成23年度決算において全損したものとし、平成24年度決算において収入として計上することもできるようにする)。

【「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号。以下「財政運営基準通知」という。)」関係】

2. AIJ投資顧問への投資による損失額への掛金対応について(厚生年金基金)

平成23年度決算における積立不足のうち、AIJ投資顧問への投資による損失額に係る積立不足の償却については、最大20年の償却期間を最大30年に延長する。また、特別掛金の段階引上げを用いる場合の最大5年の段階引上げ期間を最大10年に延長することにより、急激な掛金引上げを抑制する。

【財政運営基準通知関係】

3. 有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(1) 予定利率の引下げを促進する措置(確定給付企業年金、厚生年金基金)

予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、最大20年の償却期間を最大30年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。

【確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第46条関係】

【「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)関係】

【財政運営基準通知関係】

(2) 給付減額の手続の明確化・簡素化(確定給付企業年金、厚生年金基金)

- ① 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、該当基準を明確化する。
- ② 受給者減額時に希望者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。
- ③ 減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価及び各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

【規則第5条・6条関係】

【「確定給付企業年金について(平成14年3月29日年発第0329008号)」関係】

【「厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)」関係】

【「厚生年金基金の設立要件について(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)」関係】

Ⅲ. 施行期日

上記1については平成23年度決算及び財政検証から適用し、上記2及び3については公布日(発出日)から適用する。